



平成 28 年  
第 6 回市議会（定例会）

議 案

（議第 9 0 号～議第 9 7 号）

荒 尾 市



平成 2 8 年 第 6 回 荒 尾 市 議 会 ( 定 例 会 ) 議 案 目 次

議案番号	件 名	ページ
議第 9 0 号	荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部改正について	1
議第 9 1 号	荒尾市職員の給与に関する条例等の一部改正について	5
議第 9 2 号	平成 2 8 年度荒尾市一般会計補正予算 (第 5 号)	17
議第 9 3 号	平成 2 8 年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	83
議第 9 4 号	平成 2 8 年度荒尾市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	95
議第 9 5 号	平成 2 8 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	107
議第 9 6 号	平成 2 8 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)	119
議第 9 7 号	平成 2 8 年度荒尾市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	131



荒尾市長等の給与等に関する条例等の一  
部改正について

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市長等の給与等に関する条例等の一  
部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、特別職の職員及び市議会議員の期末手当の改定を行いたいからである。



荒尾市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市長等の給与等に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例(平成19年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 荒尾市企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第7条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成29年4月1日から施行する。  
(給与の内払)
- 2 次の表の左欄に掲げる条例の規定を適用する場合には、同表の右欄に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ同表の左欄に掲げる条例の規定による給与の内払とみなす。

改正後の荒尾市長等の給与等に関する条例	第1条の規定による改正前の荒尾市長等の給与等に関する条例
改正後の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例	第3条の規定による改正前の荒尾市企業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例	第5条の規定による改正前の荒尾市病院事業管理者の給与等に関する条例
改正後の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例	第7条の規定による改正前の荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例



荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
改正について

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する  
ものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例

別紙添付

提案理由

国に準じて、一般職の職員の給与改定及び育児・介護支援制度の  
拡充を行いたいからである。



荒尾市職員の給与に関する条例等の一部  
を改正する条例

(荒尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	

19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200

59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				

	99		295,700	343,700				
	100		296,100	344,000				
	101		296,300	344,300				
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 荒尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条の8第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

(荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「達するまでの子」の次に「(民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」



を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

## 附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条及び附則第4条の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条及び第3条並びに附則第3条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（荒尾市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条の8第2項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（荒尾市職員の給与に関する条例及び荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第15号。以下「平成28年3月改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成28年3月改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる

配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族  
(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配  
(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配  
たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親  
偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)  
偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)  
族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における

当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第4条の規定による改正前の荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「第1号施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく第1号施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,341千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,658,138千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		347,084	△7,432	339,652
	2 基金繰入金	347,064	△7,432	339,632
20 諸収入		217,311	91	217,402
	6 雑 入	99,897	91	99,988
歳 入 合 計		20,665,479	△7,341	20,658,138

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		207,134	563	207,697
	1 議会費	207,134	563	207,697
2 総務費		1,785,053	△2,904	1,782,149
	1 総務管理費	1,291,931	△4,402	1,287,529
	2 徴税費	252,853	△47	252,806
	3 戸籍住民基本台帳費	146,770	891	147,661
	4 選挙費	51,559	360	51,919
	5 統計調査費	17,173	142	17,315
	6 監査委員費	24,767	152	24,919
3 民生費		10,071,960	1,736	10,073,696
	1 社会福祉費	4,893,422	822	4,894,244
	2 児童福祉費	3,552,640	657	3,553,297
	3 生活保護費	1,625,894	257	1,626,151
4 衛生費		2,487,419	△12,557	2,474,862
	1 保健衛生費	484,114	△14,082	470,032
	2 清掃費	1,281,371	1,525	1,282,896
6 農林水産業費		396,613	431	397,044
	1 農業費	378,199	385	378,584
	3 水産業費	14,906	46	14,952
7 商工費		317,081	806	317,887
	1 商工費	317,081	806	317,887
8 土木費		1,967,330	1,764	1,969,094
	1 土木管理費	87,121	552	87,673
	2 道路橋梁費	768,030	350	768,380
	5 都市計画費	653,148	734	653,882
	6 住宅費	255,238	128	255,366
9 消防費		690,488	1,142	691,630
	1 消防費	690,488	1,142	691,630
10 教育費		914,449	1,721	916,170
	1 教育総務費	212,639	974	213,613
	2 小学校費	167,416	50	167,466
	4 社会教育費	186,559	462	187,021
	5 保健体育費	249,126	235	249,361
11 災害復旧費		107,435	△43	107,392
	2 土木施設災害復旧費	106,435	△43	106,392



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	出	20,665,479	△7,341	20,658,138
	合			
	計			









2 歳 入

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	347,084	△7,432	339,652
	2 基金繰入金	347,064	△7,432	339,632
	1 基金繰入金	347,064	△7,432	339,632
20	諸収入	217,311	91	217,402
	6 雑入	99,897	91	99,988
	4 雑入	99,745	91	99,836

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金繰入金	△7,432	1 財政調整基金繰入金
8 雑入	91	1 大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金

3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	207,134	563	207,697		563
1	議会費	207,134	563	207,697		563
1	1 議会費	207,134	563	207,697		563

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	21	1 議員人件費	805
		期末手当	(805)
3 職員手当等	686	2 議会事務局人件費	△242
		一般職給	(21)
4 共 済 費	△144	期末勤勉手当	(△119)
		共済組合負担金	(△144)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△5,196	1 秘書広報課人件費	554
		一般職給	(65)
3 職員手当等	1,487	期末勤勉手当	(242)
		共済組合負担金	(247)
4 共 済 費	△832	2 特別職人件費	△4,647
		特別職給	(△2,712)
		期末手当	(△1,126)
		共済組合負担金	(△809)
		3 総務課人件費	△2,920
		一般職給	(△2,391)
		扶養手当	(6)
		住居手当	(△419)
		期末勤勉手当	(582)
		児童手当	(165)
		共済組合負担金	(△863)
		4 政策企画課人件費	792
		一般職給	(97)
		扶養手当	(91)
		住居手当	(△135)
		通勤手当	(11)
		期末勤勉手当	(431)
		共済組合負担金	(297)
		5 財政課人件費	395
		一般職給	(68)
		期末勤勉手当	(318)
		共済組合負担金	(9)
		6 情報推進室人件費	△962
		一般職給	(△1,031)
		期末勤勉手当	(4)
		共済組合負担金	(65)
		7 暮らしいきいき課人件費	1,954
		一般職給	(661)
		時間外手当	(724)
		期末勤勉手当	(352)
		共済組合負担金	(217)
		8 会計課人件費	222
		一般職給	(37)
		期末勤勉手当	(156)
		共済組合負担金	(29)
		9 契約検査室人件費	71
		一般職給	(10)
		期末勤勉手当	(85)
		共済組合負担金	(△24)
2 給 料	7	1 男女共同参画推進室人件費	139
		一般職給	(7)
3 職員手当等	77	期末勤勉手当	(77)
		共済組合負担金	(55)

(款) 2 総務費  
 (項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	55	

(款) 2 総務費  
(項) 2 徴税費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	徴 税 費	252,853	△47	252,806		△47
1	税務総務費	190,667	△47	190,620		△47

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	310	1 税務総務費（税務課人件費）	△441
		一般職給	(196)
3 職員手当等	△348	通勤手当	(11)
		特殊勤務手当	(△21)
4 共 済 費	△9	期末勤勉手当	(△698)
		共済組合負担金	(71)
		2 税務総務費（収納課人件費）	394
		一般職給	(114)
		期末勤勉手当	(360)
		共済組合負担金	(△80)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	146,770	891	147,661		891
1	戸籍住民基本台帳費	146,770	891	147,661		891

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	169	1 市民サービスセンター（人件費）	△118
		一般職給	(23)
3 職員手当等	530	期末勤勉手当	(89)
		共済組合負担金	(△230)
4 共 済 費	192	2 戸籍住民基本台帳費（人件費）	1,009
		一般職給	(146)
		期末勤勉手当	(441)
		共済組合負担金	(422)

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	選 挙 費	51,559	360	51,919		360
	1 選挙管理委員会費	22,824	360	23,184		360

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	30	1 選挙管理委員会費（人件費） 一般職給 360 扶養手当 (30)
3 職員手当等	153	通勤手当 (92)
4 共済費	177	期末勤勉手当 (△59) 共済組合負担金 (120) (177)

(款) 2 総務費  
(項) 5 統計調査費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	統計調査費	17,173	142	17,315		142
1	統計調査総務費	14,491	142	14,633		142

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	13	1 統計調査総務費 (人件費) 142
		一般職給 (13)
3 職員手当等	73	通勤手当 (△12)
		期末勤勉手当 (85)
4 共済費	56	共済組合負担金 (56)

(款) 2 総務費  
(項) 6 監査委員費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	監査委員費	24,767	152	24,919		152
	1 監査委員費	24,767	152	24,919		152

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	9	1 監査委員費（人件費） 一般職給
3 職員手当等	97	期末勤勉手当
4 共済費	46	共済組合負担金

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	10,071,960	1,736	10,073,696		1,736
1 社会福祉費	4,893,422	822	4,894,244		822
1 社会福祉総務費	1,899,773	227	1,900,000		227
6 人権啓発推進費	26,828	179	27,007		179
7 人権啓発センター費	20,634	73	20,707		73
8 国民年金費	12,152	64	12,216		64
15 障害者地域生活支援事業費	47,345	31	47,376		31
16 後期高齢者医療費	1,058,704	248	1,058,952		248

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	158	1 国民健康保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	△1,543 (△1,543)
3 職員手当等	598	国民健康保険特別会計繰出金	(△1,543)
4 共 済 費	419	2 介護保険特別会計繰出金 特別会計繰出金	595 (595)
28 繰 出 金	△948	介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金	(595)
		3 社会福祉総務費(福祉課人件費)	1,118
		一般職給	(158)
		扶養手当	(20)
		住居手当	(△27)
		通勤手当	(14)
		期末勤勉手当	(529)
		児童手当	(15)
		共済組合負担金	(409)
		4 社会福祉総務費(健康生活課人件費)	57
		期末勤勉手当	(47)
		共済組合負担金	(10)
2 給 料	15	1 人件費(人権啓発推進室)	179
3 職員手当等	116	一般職給	(15)
4 共 済 費	48	期末勤勉手当	(116)
		共済組合負担金	(48)
2 給 料	9	1 人権啓発センター運営管理費(人件費)	73
3 職員手当等	32	一般職給	(9)
4 共 済 費	32	期末勤勉手当	(32)
		共済組合負担金	(32)
2 給 料	16	1 国民年金費(人件費)	64
3 職員手当等	△24	一般職給	(16)
4 共 済 費	72	扶養手当	(△78)
		期末勤勉手当	(54)
		共済組合負担金	(72)
3 職員手当等	26	1 巡回相談支援事業費(給与費)	31
4 共 済 費	5	期末勤勉手当	(26)
		共済組合負担金	(5)
28 繰 出 金	248	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金	248 (248)
		後期高齢者医療特別会計繰出金	(248)

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,552,640	657	3,553,297		657
1	児童福祉総務費	717,664	190	717,854		190
5	清里保育園費	87,849	467	88,316		467

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	125	1 児童福祉総務費（人件費）	660
3 職員手当等	△130	一般職給	(116)
4 共済費	195	扶養手当	(△78)
		通勤手当	(△18)
		期末勤勉手当	(369)
		共済組合負担金	(271)
		2 児童手当費（人件費）	△470
		一般職給	(9)
		期末勤勉手当	(△403)
		共済組合負担金	(△76)
2 給料	12	1 清里保育園費（人件費）	467
3 職員手当等	346	一般職給	(12)
4 共済費	109	期末勤勉手当	(346)
		共済組合負担金	(109)

(款) 3 民生費  
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,625,894	257	1,626,151		257
1	生活保護総務費	82,558	257	82,815		257

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△457	1 生活保護総務費（人件費）	257
		一般職給	(△457)
3 職員手当等	437	住居手当	(54)
		通勤手当	(△8)
4 共 済 費	277	期末勤勉手当	(391)
		共済組合負担金	(277)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	2,487,419	△12,557	2,474,862	91	△12,648
1 保健衛生費	484,114	△14,082	470,032		△14,082
1 保健衛生総務費	131,412	△14,262	117,150		△14,262
5 公害対策費	23,546	180	23,726		180

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	△10,594	1 衛生総務費（人件費）	81
3 職員手当等	△1,971	通勤手当	(△1)
4 共済費	△1,697	期末勤勉手当	(69)
		共済組合負担金	(13)
		2 保健総務費（人件費）	△14,555
		一般職給	(△10,604)
		扶養手当	(△203)
		住居手当	(△434)
		通勤手当	(△132)
		期末勤勉手当	(△1,526)
		児童手当	(105)
		共済組合負担金	(△1,761)
		3 保健総務費（健康生活課任期付職員人件費）	212
		一般職給	(10)
		住居手当	(108)
		期末勤勉手当	(43)
		共済組合負担金	(51)
2 給料	49	1 公害対策費（人件費）	180
3 職員手当等	88	一般職給	(49)
4 共済費	43	期末勤勉手当	(88)
		共済組合負担金	(43)

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,281,371	1,525	1,282,896	91	1,434
1	清掃総務費	50,000	823	50,823		823
2	塵芥処理費	944,125	651	944,776	その他 91	560
3	し尿処理費	287,246	51	287,297		51

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	82	1 清掃総務費（人件費）	823
		一般職給	(82)
3 職員手当等	433	扶養手当	(33)
		住居手当	(135)
4 共済費	308	通勤手当	(4)
		期末勤勉手当	(261)
		共済組合負担金	(308)
2 給料	29	1 RDFセンター費（人件費）	91
		期末勤勉手当	(76)
3 職員手当等	516	共済組合負担金	(15)
		2 塵芥処理費（人件費）	560
4 共済費	106	一般職給	(29)
		期末勤勉手当	(440)
		共済組合負担金	(257)
		健康労働保険料	(△166)
2 給料	9	1 し尿処理費（人件費）	51
		一般職給	(9)
3 職員手当等	35	通勤手当	(△2)
		期末勤勉手当	(37)
4 共済費	7	共済組合負担金	(7)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	396,613	431	397,044		431
1 農業費	378,199	385	378,584		385
1 1 農業委員会費	34,415	130	34,545		130
2 農業総務費	52,209	402	52,611		402
7 耕地費	161,254	△147	161,107		△147

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	6	1 農業委員会費（人件費）	130
		一般職給	(6)
3 職員手当等	115	期末勤勉手当	(115)
		共済組合負担金	(9)
4 共済費	9		
2 給料	57	1 農業総務費（農林水産課人件費）	402
		一般職給	(57)
3 職員手当等	319	通勤手当	(43)
		期末勤勉手当	(276)
4 共済費	26	共済組合負担金	(26)
2 給料	41	1 耕地費（人件費）	△147
		一般職給	(41)
3 職員手当等	△117	扶養手当	(104)
		住居手当	(△378)
4 共済費	△71	通勤手当	(29)
		期末勤勉手当	(128)
		共済組合負担金	(△71)

(款) 6 農林水産業費  
 (項) 3 水産業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	水産業費	14,906	46	14,952		46
1	水産業総務費	6,584	46	6,630		46

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	5	1 水産業総務費（人件費）	46
		一般職給	(5)
3 職員手当等	34	期末勤勉手当	(34)
		共済組合負担金	(7)
4 共済費	7		

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

7	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		317,081	806	317,887		806
1	商工費	317,081	806	317,887		806
	1 商工総務費	94,301	806	95,107		806

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	139	1 産業振興課人件費	806
		一般職給	(139)
3 職員手当等	505	期末勤勉手当	(505)
		共済組合負担金	(162)
4 共 済 費	162		

(款) 8 土木費  
 (項) 1 土木管理費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,967,330	1,764	1,969,094		1,764
1	土木管理費	87,121	552	87,673		552
	1 土木総務費	87,121	552	87,673		552

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	63	1 土木総務費（土木課人件費）	234
		一般職給	(22)
3 職員手当等	442	扶養手当	(52)
		期末勤勉手当	(169)
4 共 済 費	47	共済組合負担金	(△9)
		2 土木総務費（建築住宅課人件費）	318
		一般職給	(41)
		期末勤勉手当	(221)
		共済組合負担金	(56)

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	道路橋梁費	768,030	350	768,380		350
	2	道路維持費	139,699	102	139,801		102
	3	道路新設改良費	614,221	248	614,469		248

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	29	1 道路維持費（人件費）	102
3 職員手当等	△127	一般職給	(29)
4 共済費	200	期末勤勉手当	(△127)
		共済組合負担金	(200)
2 給料	54	1 道路新設改良事業費（人件費）	248
3 職員手当等	118	一般職給	(54)
4 共済費	76	期末勤勉手当	(118)
		共済組合負担金	(76)

(款) 8 土木費  
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	653,148	734	653,882		734
1	都市計画総務費	433,233	315	433,548		315
2	土地区画整理費	164,768	419	165,187		419

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	55	1 都市計画総務費（人件費）	315
		一般職給	(55)
3 職員手当等	173	期末勤勉手当	(173)
		共済組合負担金	(87)
4 共 済 費	87		
28 繰 出 金	419	1 南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	419
		特別会計繰出金	(419)
		南新地土地地区画整理事業特別会計繰出金	(419)

(款) 8 土木費  
(項) 6 住宅費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	住宅費	255,238	128	255,366		128
	1 住宅管理費	253,528	128	253,656		128

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	33	1 住宅総務費（人件費）	128
		一般職給	(33)
3 職員手当等	66	扶養手当	(△104)
		通勤手当	(18)
4 共 済 費	29	期末勤勉手当	(152)
		共済組合負担金	(29)

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		690,488	1,142	691,630		1,142
1	消 防 費	690,488	1,142	691,630		1,142
	2 非常備消防費	76,664	838	77,502		838
	4 水 防 費	544	55	599		55
	5 災害対策費	19,782	249	20,031		249

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	790	1 消防団員費（人件費） 一般職給	838 (790)
3 職員手当等	40	期末勤勉手当	(40)
4 共済費	8	共済組合負担金	(8)
3 職員手当等	55	1 水防費（土木課人件費） 時間外手当	55 (55)
3 職員手当等	249	1 災害対策費（人件費） 時間外手当	249 (249)

(款) 10 教育費  
 (項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		914,449	1,721	916,170		1,721
1	教育総務費	212,639	974	213,613		974
2	事務局費	207,970	974	208,944		974

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 給料	86	1 教育振興課管理費（人件費）	892
		一般職給	(86)
3 職員手当等	668	扶養手当	(60)
		住居手当	(△123)
4 共済費	220	通勤手当	(83)
		期末勤勉手当	(510)
		児童手当	(70)
		共済組合負担金	(206)
		2 教育長人件費	82
		期末手当	(68)
		共済組合負担金	(14)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	167,416	50	167,466		50
1	小学校管理費	107,900	50	107,950		50

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	42	1 小学校管理費（人件費） 50
4 共 済 費	8	期末勤勉手当 (42)
		共済組合負担金 (8)

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	186,559	462	187,021		462
1	社会教育総務費	88,163	456	88,619		456
4	少年指導センター費	10,335	6	10,341		6

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	48	1 社会教育振興費（人件費） 456 一般職給 (48)
3 職員手当等	263	期末勤勉手当 (263)
4 共 済 費	145	共済組合負担金 (145)
3 職員手当等	10	1 少年指導センター費（人件費） 6 期末勤勉手当 (10)
4 共 済 費	△4	健康労働保険料 (△4)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	249,126	235	249,361		235
1	保健体育総務費	32,545	129	32,674		129
3	給食センター費	150,498	106	150,604		106

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	25	1 保健体育総務費（人件費） 一般職給
3 職員手当等	99	期末勤勉手当
4 共 済 費	5	共済組合負担金
3 職員手当等	87	1 給食センター管理費（人件費） 期末勤勉手当
4 共 済 費	19	共済組合負担金 地方公務員災害補償基金負担金

(款) 11 災害復旧費  
 (項) 2 土木施設災害復旧費

11	災害復旧費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		107,435	△43	107,392		△43
2	土木施設災害復旧費	106,435	△43	106,392		△43
1	土木災害復旧費	106,435	△43	106,392		△43

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	9	1 土木災害復旧費（人件費） <span style="float: right;">△43</span>
		一般職給 <span style="float: right;">(9)</span>
3 職員手当等	75	扶養手当 <span style="float: right;">(13)</span>
		期末勤勉手当 <span style="float: right;">(62)</span>
4 共済費	△127	共済組合負担金 <span style="float: right;">(△127)</span>

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		17,412	4,847		22,259	3,984	26,243	
	議 員	18	83,988		25,354		109,342	33,887	143,229	
	その他	1,648	244,677	7,052	1,425		253,154	12,019	265,173	
	計	1,668	328,665	24,464	31,626		384,755	49,890	434,645	
補正額	長 等			△ 2,712	△ 1,126		△ 3,838	△ 809	△ 4,647	
	議 員				805		805		805	
	その他				68		68	14	82	
	計			△ 2,712	△ 253		△ 2,965	△ 795	△ 3,760	
計	長 等	2		14,700	3,721		18,421	3,175	21,596	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	33,887	144,034	
	その他	1,648	244,677	7,052	1,493		253,222	12,033	265,255	
	計	1,668	328,665	21,752	31,373		381,790	49,095	430,885	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	326 ( 7 )		1,153,440	716,241	1,869,681	355,137	2,224,818	
補正額	( )		△ 11,032	6,626	△ 4,406	1,106	△ 3,300	
計	326 ( 7 )		1,142,408	722,867	1,865,275	356,243	2,221,518	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	32,459		23,674	15,232	1,983	47,645
	補正額	8		△ 1,219	△ 19	△ 21	1,028
	計	32,467		22,455	15,213	1,962	48,673
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,908	427,351	22,230	128,758	716,241
	補正額			6,494	355		6,626
	計	1	16,908	433,845	22,585	128,758	722,867



平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計  
補正予算（第4号）

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,543千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,442,542千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		816,752	△1,543	815,209
	1 他会計繰入金	716,752	△1,543	715,209
歳入	合計	9,444,085	△1,543	9,442,542

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		102,801	△1,543	101,258
	1 総務管理費	85,887	△1,543	84,344
歳 出	合 計	9,444,085	△1,543	9,442,542



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	102,801	△1,543	101,258
歳出合計	9,444,085	△1,543	9,442,542



2 歳 入

(款) 9 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
9	繰入金	816,752	△1,543	815,209
1	他会計繰入金	716,752	△1,543	715,209
1	一般会計繰入金	716,752	△1,543	715,209

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	△1,543	1 事務費繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
			款 項 目	補正前の額	補 正 額	計		
1			総 務 費	102,801	△1,543	101,258		△1,543
	1		総務管理費	85,887	△1,543	84,344		△1,543
		1	一般管理費	83,418	△1,543	81,875		△1,543

(国民健康保険特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△1,603	1 国保会計・人件費	△1,543
		一般職給	(△1,603)
3 職員手当等	223	扶養手当	(△65)
		期末勤勉手当	(288)
4 共 済 費	△163	共済組合負担金	(△163)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	11 ( )		32,325	19,684	52,009	9,978	61,987	
補正額	( )		△ 1,603	223	△ 1,380	△ 163	△ 1,543	
計	11 ( )		30,722	19,907	50,629	9,815	60,444	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	756		912	222	150	5,251
	補正額	△ 65					
	計	691		912	222	150	5,251
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			11,833	560		19,684
	補正額			288			223
	計			12,121	560		19,907

平成28年度荒尾市介護保険特別会計補正  
予算（第3号）

平成28年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ861千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,332,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		1,128,817	74	1,128,891
	1 介護保険料	1,128,817	74	1,128,891
4 国庫支出金		1,555,709	128	1,555,837
	2 国庫補助金	478,833	128	478,961
6 県支出金		856,894	64	856,958
	3 県補助金	28,396	64	28,460
9 繰 入 金		954,591	595	955,186
	1 一般会計繰入金	893,314	595	893,909
歳 入 合 計		6,302,530	861	6,303,391

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		150,591	861	151,452
	1 総務管理費	90,271	861	91,132
歳 出	合 計	6,302,530	861	6,303,391



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	150,591	861	151,452
歳出合計	6,302,530	861	6,303,391





## 2 歳 入

(款) 1 保 険 料  
(項) 1 介 護 保 険 料

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	保 険 料	1,128,817	74	1,128,891
1	1 介 護 保 険 料	1,128,817	74	1,128,891
	1 1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	1,128,817	74	1,128,891
4	国 庫 支 出 金	1,555,709	128	1,555,837
	2 国 庫 補 助 金	478,833	128	478,961
	6 地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 )	40,133	128	40,261
6	県 支 出 金	856,894	64	856,958
	3 県 補 助 金	28,396	64	28,460
	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金 ( 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 )	20,066	64	20,130
9	繰 入 金	954,591	595	955,186
	1 一 般 会 計 繰 入 金	893,314	595	893,909
	2 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	117,084	531	117,615
	4 地 域 支 援 事 業 繰 入 金 ( 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 )	20,066	64	20,130

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分特別徴収保険料	74	1 現年度分特別徴収保険料
1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	128	1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）
1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	64	1 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）
1 職員給与費等繰入金	531	1 職員給与費等繰入金
1 現年度地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）	64	1 現年度地域支援事業繰入金（包括の支援事業・任意事業）

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
1	総務費			150,591	861	151,452	266	595
	1	総務管理費		90,271	861	91,132	266	595
		1	一般管理費	90,146	861	91,007	国庫補助金 128 県支出金 64 その他 74	595

(介護保険特別会計：保険事業勘定)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	176	1 介護保険特別会計（人件費）	531
		一般職給	(93)
3 職員手当等	486	期末勤勉手当	(301)
		共済組合負担金	(137)
4 共 済 費	199	2 地域包括支援センター（人件費）	330
		一般職給	(83)
		期末勤勉手当	(185)
		共済組合負担金	(62)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	15 ( )		47,768	24,308	72,076	14,578	86,654	
補正額	( )		176	486	662	199	861	
計	15 ( )		47,944	24,794	72,738	14,777	87,515	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	1,385		1,875	894	6	1,440
	補正額						
	計	1,385		1,875	894	6	1,440
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額		516	16,932	1,260		24,308
	補正額			486			486
	計		516	17,418	1,260		24,794

平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第3号）

平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 746,463千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		231,026	248	231,274
	1 一般会計繰入金	231,026	248	231,274
6 諸収入		24,387	74	24,461
	5 雑 入	5,685	74	5,759
歳 入 合 計		746,141	322	746,463

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		43,082	322	43,404
	1 総務管理費	39,220	322	39,542
歳出	合計	746,141	322	746,463



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	43,082	322	43,404
歳出合計	746,141	322	746,463



2 歳 入

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	231,026	248	231,274
1	一般会計繰入金	231,026	248	231,274
1	1 事務費繰入金	37,758	248	38,006
6	諸収入	24,387	74	24,461
5	雑収入	5,685	74	5,759
3	3 雑収入	5,684	74	5,758

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 事務費繰入金		248	1 事務費繰入金
1 雑入		74	1 雑入

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	1	1	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
	1	総務費		43,082	322	43,404	74	248
	1	総務管理費		39,220	322	39,542	74	248
		1	一般管理費	39,220	322	39,542	その他 74	248

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	40	1 一般管理費（健康生活課人件費）	322
		一般職給	(40)
3 職員手当等	170	期末勤勉手当	(170)
		共済組合負担金	(112)
4 共 済 費	112		

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	5 ( )		17,634	10,110	27,744	5,523	33,267	
補正額	( )		40	170	210	112	322	
計	5 ( )		17,674	10,280	27,954	5,635	33,589	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	528		588	123	3	1,822
	補正額						
	計	528		588	123	3	1,822
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			6,626	420		10,110
	補正額			170			170
	計			6,796	420		10,280

平成28年度荒尾市南新地土地区画整理  
事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ419千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		95,374	419	95,793
	1 他会計繰入金	95,374	419	95,793
歳 入	合 計	150,374	419	150,793

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		17,652	419	18,071
	1 総務管理費	17,652	419	18,071
歳 出	合 計	150,374	419	150,793



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	17,652	419	18,071
歳出合計	150,374	419	150,793





2 歳 入

(款) 5 繰入金  
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	繰入金	95,374	419	95,793
1	他会計繰入金	95,374	419	95,793
1	一般会計繰入金	95,374	419	95,793

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	419	1 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

1	1	1	1	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1	総務費			17,652	419	18,071		419
	1	総務管理費		17,652	419	18,071		419
		1	一般管理費	17,652	419	18,071		419

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	32	1 南新地特別会計・人件費	419
		一般職給	(32)
3 職員手当等	263	住居手当	(183)
		通勤手当	(△14)
4 共 済 費	124	期末勤勉手当	(94)
		共済組合負担金	(124)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	3 ( )		9,452	5,377	14,829	2,823	17,652	
補正額	( )		32	263	295	124	419	
計	3 ( )		9,484	5,640	15,124	2,947	18,071	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当
	補正前の額	468		185	48		544
	補正額			183	△ 14		
	計	468		368	34		544
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額			3,592	540		5,377
	補正額			94			263
	計			3,686	540		5,640

平成 28 年度荒尾市下水道事業会計補正  
予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 平成 28 年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 28 年度荒尾市下水道事業会計予算（以下「予算」と  
いう。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正す  
る。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,242,700 千円	554 千円	1,243,254 千円
第 1 項 営業費用	1,087,282 千円	554 千円	1,087,836 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「524,559 千円」を「524,  
641 千円」に、「144,967 千円」を「145,049 千円」  
に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,388,565 千円	82 千円	1,388,647 千円
第 1 項 建設改良費	813,654 千円	82 千円	813,736 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	81,316千円	636千円	81,952千円

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎



平成28年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	下水道事業費用		1,242,700	554	1,243,254		
	1	営業費用	1,087,282	554	1,087,836		
		1	管渠費	35,026	127	35,153	
		3	処理場費	356,537	183	356,720	
		7	総係費	67,944	244	68,188	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本的支出		1,388,565	82	1,388,647		
	1	建設改良費	813,654	82	813,736		
		1	施設建設費	813,654	82	813,736	

平成28年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

項 目	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	93,303
減価償却費	612,777
固定資産除却損	0
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	389
引当金の増減額	947
長期前受金戻入額	△ 269,019
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	154,418
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 5,047
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 25,659
未払金の増減額(△は減少)	5,454
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	567,562
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 154,418
業務活動によるキャッシュ・フロー	413,145
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 756,432
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	269,600
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	59,805
寄附金による収入	0
負担金による収入	17,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 410,026
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	517,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 574,911
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,311
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 54,192
資金期首残高	210,220
資金期末残高	156,028

# 給 与 費 明 細 書

総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費				法定 福利費	賞与 引当金	合 計	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計				
補正前の額	損益勘定支弁 職員	1	( ) 9		35,214	15,888	51,102	10,623	4,873	66,598
	資本勘定支弁 職員		( ) 2		7,591	4,623	12,214	2,504		14,718
	合 計	1	( ) 11		42,805	20,511	63,316	13,127	4,873	81,316
補正額	損益勘定支弁 職員		( )		74	199	273	169	112	554
	資本勘定支弁 職員		( )		10	72	82			82
	合 計		( )		84	271	355	169	112	636
計	損益勘定支弁 職員	1	( ) 9		35,288	16,087	51,375	10,792	4,985	67,152
	資本勘定支弁 職員		( ) 2		7,601	4,695	12,296	2,504		14,800
	合 計	1	( ) 11		42,889	20,782	63,671	13,296	4,985	81,952

( ) 内は、再任用短時間勤務職員で外数

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	休日勤務 手当
	補正前の額	1,776		2,484	803		1,800	
	補正額							
	計	1,776		2,484	803		1,800	
	区 分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉 手当	児童手当	退職給付費	計	
	補正前の額		648	11,340	1,660		20,511	
	補正額			271			271	
	計		648	11,611	1,660		20,782	

## 平成28年度 荒尾市下水道事業予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営業収益		
	(1) 下水道使用料	718,667	
	(2) 他会計負担金	87,397	
	(3) その他営業収益	60	806,124
2	営業費用		
	(1) 管渠費	33,541	
	(2) ポンプ場費	13,896	
	(3) 処理場費	331,635	
	(4) 総係費	65,858	
	(5) 減価償却費	612,777	
	(6) その他営業費用	0	1,057,707
	営業損失		251,583
3	営業外収益		
	(1) 受取利息及び配当金	1	
	(2) 他会計補助金	235,167	
	(3) 長期前受金戻入	269,019	
	(4) 雑収益	3	504,190
4	営業外費用		
	(1) 支払利息	154,418	
	(2) 雑支出	4,886	159,304
	経常利益		93,303
	当年度純利益		93,303
	前年度繰越利益剰余金		0
	当年度未処分利益剰余金		93,303

平成28年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表  
(平成29年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		438,159	
ロ 建物	584,896		
減価償却累計額	<u>△ 77,368</u>	507,528	
ハ 構築物	13,383,012		
減価償却累計額	<u>△ 1,306,365</u>	12,076,647	
ニ 機械及び装置	1,763,738		
減価償却累計額	<u>△ 439,803</u>	1,323,935	
ホ 車両及び運搬具	2,619		
減価償却累計額	<u>0</u>	2,619	
ヘ 工具器具及び備品	4,931		
減価償却累計額	<u>0</u>	4,931	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建設仮勘定		792,336	
有形固定資産合計			15,146,155
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		1,672	
無形固定資産合計			<u>1,672</u>
固定資産合計			15,147,827
2 流動資産			
(1) 現金預金			156,028
(2) 未収金		34,882	
未収金貸倒引当金	<u>△ 2,309</u>	32,573	
(3) 受取手形		0	
受取手形貸倒引当金		0	
短期貸付金貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(4) 未収収益		0	
未収収益貸倒引当金	<u>0</u>	0	
(5) その他流動資産			0
流動資産合計			<u>188,601</u>
資産合計			<u><u>15,336,428</u></u>

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		7,279,938	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	61,811		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	61,811	
固定負債合計		61,811	7,341,749
4 流動負債			
(1) 企業債		574,938	
(2) 他会計借入金		0	
(3) 短期リース債務		0	
(4) 未払金		25,662	
(5) 前受収益		0	
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,298		
ハ 法定福利引当金	687		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	4,985	
(7) その他流動負債		0	
流動負債合計		0	605,585
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		7,012,024	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 803,204	
繰延収益合計		6,208,820	6,208,820
負債合計		14,156,154	14,156,154

## 資本の部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	694,256		
資本金合計		694,256	
資本金合計		694,256	694,256
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43,045		
ロ 国県補助金	156,940		
資本剰余金合計		199,985	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	100,000		
ロ 建設改良積立金	92,730		
ハ 当年度未処分利益剰余金	93,303		
利益剰余金合計		286,033	
剰余金合計		486,018	486,018
資本合計		1,180,274	1,180,274
負債資本合計		15,336,428	15,336,428